

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、役員報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員のうち法人業務を行う理事に対して理事報酬を支給する。

(支給額)

第3条 支給額は、月額15万円とする。

(支給日)

第4条 理事報酬は、毎月28日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成 29年 4月 1日から施行する。